

THE ROTARY CLUB OF CHOSHI

銚子ロータリークラブ会報

国際ロータリー第2790地区

創立 昭和32年3月23日

RI承認 昭和32年4月15日

会長 大里 忠 弘

副会長 宮内 榮

幹事 金島 弘

会計 金子 芳 則

2012～2013年度 RIテーマ

奉仕を通じて平和を

Peace Through Service

2012～2013 RI会長 田 中 作 次



例会日時 毎週水曜 12:30～

例会場 銚子商工会館5F大会議室

事務所 銚子市三軒町19-4

銚子商工会館内

電話 0479-25-3111(会館)

0479-23-0750(専用)

ファクス 0479-25-8789

e-mail rotary@choshinet.or.jp

URL <http://www.tcs-net.ne.jp/~rcr>

第2727号 (2012年9月19日発行)

今週のプログラム

『 観 月 会 』

前回の例会報告 (9月12日)

点鐘： 大里 忠 弘 会長

ロータリーソング：我等の生業

会長挨拶

本日は、第7分区栗田ガバナー補佐を迎えての例会、クラブ協議会となります。ガバナー補佐におかれましては、後程、卓話を頂きクラブ協議会出席と長時間となりますが、どうぞよろしく願いいたします。

余談ではありますが、昨夜の雷、豪雨いかがでしたでしょうか。私の家では雨漏りはするは、犬たちは雷を怖がり大合唱、と大騒になってしまいました。その後もなかなか寝られず、今日は睡眠不足ぎみとなっています。

先週土曜、日曜日と第60回銚子市小中学校科学作品展が行われました。今年度は総出品点数507点とたくさんの作品が出品されています。この作品展は、新世代委員会により我がクラブが後援しているものであり、科学作品、科学論文、標

本の部とそれぞれに銚子ロータリー賞が設けられています。結果は、冊子を只今閲覧していますのでどうぞご覧ください。未来の大科学者がこのなかから誕生し、将来卓話にでも来てもらえればと思います。

また日曜日夕方は、千葉科学大学の納涼会に招待いただき行ってまいりました。今年はまだまだ暑いですが、それでも夕方からはいくらか涼しく、キャンパスには時より心地よい海風が吹いていました。美味しい物をたくさんいただき楽しいひと時を過ごすことができました。ホスト役の坂本会員、内田会員お世話になりありがとうございます。

皆さんもう手にしておられると思いますが、2012-2013クラブ活動計画書ができあがりました。今日のガバナー補佐訪問に間に合いホッとして



会長挨拶を聞く会員諸氏



第2790地区

ガバナー 得 居 仁 (松戸東RC)

会報委員

大岩將道、坂本尚史、越川信一

おります。前回のクラブ協議会においてリーダーの坂本会員からもっと早く出来上がっていないと、ご指摘いただいておりますが、この時期となっていました。反省しきりであります。活動計画書は、そのクラブの定款、細則等これを見ればクラブのことがなんでも分かるという物、またそのクラブのバイブルであると思います。今年度が始まって早くも2ヶ月たってしまいました。新しい活動計画書を熟読し、改めて今年度の委員会活動計画を確認し、また銚子クラブをより理解していただきたいと考えます。

会員の記念日



◇ 誕生日おめでとうございます。
田中英子会員
(9月8日)

◇ 入会記念日おめでとうございます
青野秀樹会員(9月6日)

幹事報告

1. 週報拝受 ……八日市場RC、旭RC
2. 第2回ローターアクト合同会議中止のお知らせ ……ガバナー事務所
3. ポリオのない世界のための奉仕賞推薦について ……ガバナー事務所
4. 2011-2012 ガバナー月信第13号送付 ……ガバナー事務所
5. 地区補助金申請について ……ガバナー事務所

お客様

◇ 第7分区ガバナー補佐
栗田壮一様(八日市場RC)

◇ 石毛園子様
(銚子東RC)



ニコニコ

◇ 第7分区ガバナー補佐 栗田壮一様
今日は卓話をやらせて頂きます。クラブ協議会宜しく願いいたします。

◇ 高瀬幸雄会員
銚子東ロータリークラブの石毛園子様ようこそ銚子ロータリークラブにおいで下さいました。

◇ 宮内 榮会員・金島 弘会員
9日の日曜日、山形県米沢市で朝日生命の藤崎真義元会員とあつて来ました。みなさんに宜しくとのことでした。とても元気でした。

卓話

不動産登記について

第7分区ガバナー補佐 栗田壮一様



私は、司法書士を職業としており、不動産登記・商業法人登記及び裁判所提出書類の作成を委任を受けてやっております。

今日は、不動産登記について少しお話をさせて頂きたいと思います。

まず、不動産登記という不動産とはどんな物があるかと言いますと、土地及びその定着物とあります。

この定着物というのは普通の場合、建物です。一口に土地と言いましても、宅地、山林、原野、

田、畑、牧場、墓地、境内地そして公園や雑種地などの様に 21 種類に分けられています。これを地目と言います。

不動産登記法による、登記の対象となる土地とは、人による支配可能な状況を備えている必要があります。つまり耕作したり、建物を建てたりあるいは、資材を置くなど使用できる状態でなければなりません。

従って所有土地の一部や全部が、何らかの事由により海面下に没するに至ってしまったとか、北方領土の様に我が国固有の領土でありながら、事実上統治権・行政権が及ばないという特殊事情から、不動産登記法の適用が及ばない土地があります。

それでは、登記とは何かと言いますと、一定の事項を広く社会に公示する為に、公開された公簿に記載する事です。

例えば、皆さん方が、事業拡大の為に工場を建設する或いは、資材等を置く為に、もっと広い土地が必要になったという場合に、購入しようとする土地が、本当にその売主の所有であるのか、又、抵当権や地上権といった他の権利がついていて、折角購入してもその目的を果たし得なくなる場合も出てくるかも知れない。

そんな事態にならない様に、その土地の登記簿（土地一筆毎に権利の移動を記載した法務局備え付けの台帳）を公開し、他人所有の不動産でも調べる事ができる様な制度になっているわけです。

では、どういった事項を登記するのか、そして登記できる権利にはどんなものがあるかと言いますと、

1. 所有権
2. 地上権
3. 永小作権
4. 地役権
5. 先取特権
6. 質権
7. 抵当権
8. 賃借権
9. 採石権

があります。

一番身近というか多いのが、所有権についてです。所有権の登記と言いましてもその移転原因は多数あります。

主なものとしましては、売買・贈与・交換・代物弁済・時効取得及び相続があります。更には家を新築した場合の所有権保存登記があります。

特殊な例として収用があります。不動産登記法はこれらを所有権の移転原因として登記する事を認めているわけです。

例えば、A氏がB氏から土地を買ったという場



合に、B氏は登記義務者、A氏は登記権利者としてこの土地の所有権は、B氏からA氏に移りました。という事を法務局の台帳に記載をする。これが登記であり、この台帳の名前を書き換える事によってA氏は、今後第三者に対しても、この土地の所有権者である事を主張できるわけです。

ただ、この場合、B氏が真の所有者でないにもかかわらず、偶々無効な登記によってB氏の名義になっていた場合に、A氏は完全な所有権を取得できないわけです。これは登記には公信力が無い。つまり登記簿に名前の記載のある者は、絶対的に正しい所有者であると認める制度になっていないからなのです。

ただ、普通の場合、まず、登記簿の記載があつて、所有者本人とも会って確認をすれば、まず間違いは無いと思いますので、何かそういう必要性が生じた場合は、最寄の司法書士事務所にご相談をして頂きたいと思います。

ガバナー補佐公式訪問第3回クラブ協議会

例会終了後、栗田ガバナー補佐を迎えてクラブ協議会が開催された。会長・幹事・各委員長・正



活動計画を発表する各小委員会委員長

副 SAA・会計の他、オブザーバーとして上総・栢尾・有村・佐藤・鴨志田会員が出席しました。(会員 25 名参加) 各小委員会委員長の発表の後、一括して順番に各委員会への的確な助言を頂きました。ご助言を今後のクラブ運営に生かしていきたいと思えます。



栗田ガバナー補佐による講評

【出席報告】

会員総数 40 名 出席計算 38 名
 出席：34 名 欠席 4 名 出席率 89.47%
 欠席：青野君・阿天坊君・石川君・越川君

【M U】

宮内 (清) 君 (9/11 銚子東)

㊦第 2570 地区社会奉仕セミナー (9/1)

織田君

【ニコニコ】

| | | | |
|----------|----------|---|-----------|
| ニコニコ BOX | ¥ 16,000 | 計 | ¥ 104,000 |
| スモールコイン | ¥ 3060 | 計 | ¥ 19,695 |
| 米山 BOX | ¥ - | 計 | ¥ 11,391 |

次週のプログラム(9月26日)

『 ガバナー公式訪問 』

国際ロータリー第2790地区ガバナー

得居 仁 様 (松戸東RC)

お弁当: 茂利戸屋(三色弁当)

多くの会員の出席をお願いします。

ロータリー豆知識・クラブ協議会

クラブ協議会は、クラブのプログラムと活動もしくは会員教育について協議するために開かれる、クラブ役員、理事、委員会委員長を含むクラブ会員全員の会合である。すべてのクラブ会員は、協議会に出席することが強く奨励されている。クラブ会長、もしくは指定された他の役員が、クラブ協議会の議長を務める。

A. 目的

クラブ協議会によって、次の事項が可能になる。

長期計画

委員会活動の調整

クラブの計画が実際にいかにして実施されているかのより良い認識。

創造的な解決策や活動を促進するような打ち解けた話し合い

ロータリーとそのプログラムに関する継続的な教育

クラブの長所と短所の定期的な検討

B. 討議の議題

討議の議題には、奉仕プロジェクトや奉仕活動、会員増加・維持の方策、地区大会やその他の地区およびRI の会合への出席、ロータリーのプログラムなどのほか、自由討論の機会を含めることができる。

C. 実施予定

年間4 回から6 回のクラブ協議会を開くことが推奨されているが、クラブの予定によって異なる。

1. 地区協議会の直後に地区協議会において立案、提案された計画ならびにクラブが年次のRI テーマと強調事項を組み込む方法について説明、検討し、協議する。このクラブ協議会では、会長エレクトが議長を務める。

2. 7月1日以降に年度計画について協議し、採択する。

3. 地区ガバナーの公式訪問の2週間前に準備を整える。

4. 公式訪問中に、ガバナー補佐や地区ガバナーとクラブの状況について話し合う。

5. ロータリー年度の半ばに、目標に対するクラブの進捗状況を検討し、ロータリー年度の残り半分の期間のクラブのプログラムを決める。

6. 地区大会の後、クラブの計画を完遂するのに役立つアイデアと提案を協議する。

D. 結果

協議会において、クラブの理事会、特定の委員会、あるいはクラブ全体に関連する事項について、理事会あるいはクラブが決定した公式の決定事項として使用できる情報を提供することができる。協議会は、教育の機会を提供し、新たな奉仕の機会へ会員の関心を喚起する可能性を秘めている

(2003年2月理事会会合、決定279号)。

ロータリー章典7.050.